

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フリースペースたまりば（以下、「この法人」という。）の定款第15条に規定する理事の職務について、その職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適切かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令及び定款、この法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、この法人の目的の達成に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、総務、事業に係る職務を分掌する。

3 理事は、分掌外の職務についても協力し、この法人の目的が達成されるよう努めなければならない。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令及び定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表権を有する理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。

(2) 総会及び理事会を招集する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、法令及び定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 理事長を補佐し、この法人の業務を遂行する。

(2) 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年3月22日から施行する。